

令和5年あきる野市農業委員会 1月総会議事録

令和5年1月25日（水）午後1時30分、令和5年あきる野市農業委員会1月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、大福哲也、唐澤啓治、長濱一郎、本郷朝次、橋本和夫、笹本善之、小川金二、栗原剛、嶋崎三雄、平野久雄、山崎勇

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

小田川篤雄、野崎忠、宮崎恒雄、田中英雄

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 青木邦彰 ・ 事務局次長 藤島和彦 ・ 事務局 金澤知行、森川朋紀

議事日程

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について

第2号議案 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について

開会 午後1時30分

(事務局長) それでは若干早いのですが、皆さまお揃いになりましたので、始めさせていただきます。

新年あけましておめでとうございます。令和5年、今年初めての総会となりますので、よろしくお願いいいたします。あつという間なのですが、農業委員会の委員の皆さまも任期が3年目ということで、今年の8月で任期が終了となりますので、改選の時期になります。ぜひまたご協力をいただければと思いますので、よろしくお願いいいたします。また、令和5年4月より農地法第3条の改正がございまして、皆さまご承知かも知れないのですが、秋川地区は5,000㎡、五日市地区は3,000㎡の面積要件が撤廃されまして、0㎡からでも年間150日以上耕作ができて、持っている農地を全部利用できていれば、法律上は取得することができるようになります。特に調整区域の農地の売買とか、不動産屋さんのような方が手を挙げてくる可能性があるのですが、ぜひその辺は慎重に対応していく必要があると思っております。また、東京都農業会議にも、説明会とかマニュアル等を発行していただいて、全体で対応できるようにお願いしておりますので、ぜひまたその機会がありましたら勉強会を開催させていただければと思っております。それでは、令和5年あきる野市農業委員会1月総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いいいたします。

(会長) はい。皆さま、あけましておめでとうございます。今年もぜひよろしくお願いいいたします。お忙しいところ総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。今月16日に西多摩地区農業委員会検討会が開催され、いろいろなことを話し合ったのですが、その中でやはり一番関心がありそうだなというのが、今、お話もありました、4月1日からの下限面積の撤廃ということで、極端なことを申し上げますと、どのような方でもやりますと言えば、100㎡でも50㎡でも買えるようになってしましまして、そうなりますと今後、虫食いのように50㎡や100㎡の畑があちらこちらに点在するようになって、買う方はもちろん本気で家庭菜園をやろうという気持ちがあるのでしょうかけれども、農業委員会でもこれから担い手を中心に農業を一生懸命やっている方に農地を集めて、効率的にやりやすいようにと考えていたのですが、改正には懸念事項が多くあり、皆さんで知恵を出してということなのですが、どうしても、農業委員会としましても申請が出ますと要件が揃えば許可をしない訳にもいかないのが現状でして、小規模農地の売買の濫発防止に向け、何かいい案がございましたら、皆さんの知恵をお借りしたいと思います。全員協議会の後などご意見ございましたら、ぜひ教えていただきたいと思っております。今日の総会も案件がほぼ売買ばかりでして、4月以降はもっと増える可能性がありますので、ぜひ皆さんの知恵をお貸しいただきたいと思っております。では、よろしくお願いいいたします。

(事務局長) 続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいいたします。

(会長) はい。諸報告、1月16日、月曜日に開催された、西多摩地区農業委員会検討会に私と堀江職務代理、事務局長の3名で出席いたしました。諸報告は以上です。本日の署名委員は堀江職務代理と小川委員になります。よろしくお願いいいたします。

(事務局長) はい。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお願いいいたします。

(議長) 本日の出席委員は、松村委員と田中克博委員から欠席の連絡をいただいておりますので、農業委員13名、推進委員4名の合計17名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、収受114について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和5年1月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第1号議案・収受114 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受114について、担当の小川委員、説明願います。

(小川委員) はい。1月20日に小田川委員と事務局2名、計4名で現地を確認してまいりました。場所については4ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現地の隣接した所に譲受人の〇〇〇〇さんのハウスが建っております。現地についてはキウイフルーツの棚がありまして、残っている所はきれいに整地してありまして、草を刈ってもらえばいつでも作付けができるというような状態です。以上です。よろしく願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と小川委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、収受114について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受118について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第1号議案・収受118 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受118について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。1月13日に甲野会長、堀江職務代理、唐澤委員、私と事務局の計5人で現地調査に行つてまいりました。地図は5ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現況としましては、西側半分ぐらいにハクサイ、そしてオクラの残渣があるという状態で、残り半分は多少草がありますが、1回耕耘すればすぐに作付けできるような状態でありました。現況はそんな状態で、詳細は事務局からお願いいたします。

(議長) では、事務局、お願いします。

(事務局) はい。今回の案件について補足で説明をさせていただきます。今回、〇〇〇〇さんから●●の畑の売買というお話で上がつてまいりまして、以前から皆さまご存知の通りと思いますが、前回の案件の際にも現在持っている畑の方も作付けがされていないような状態のものが多い

にも関わらず、営農拡大というような理由で更に農地を増やしていくということについて、疑問の声も上がっているようなところでございまして、現在、〇〇〇さんが所有している全ての農地について、事務局と会長、職務代理、唐澤委員、平野委員とご一緒に現地の調査を行ってまいりました。基本的には荒廃しているような状態の農地はないような状況になりまして、植木の苗が植わっている所と、あとは耕耘だけされて作付けはしていないような所がほとんどでございました。また、納税猶予のパトロールの際に問題となっている、●●の山間部の方に畑を所有していらっしゃるのですが、そちらの方も昨年の調査結果に基づき指導をしたところ、下草をきれいに刈っていただいて、新たに若い栗の木を植えていただいているような状況で、改善の兆しは見られているような状況でございます。そういったところから、農地法第3条に規定されている、いつでも作付けができるように耕耘して、すぐに使えるような状態になっている所は農地として見られるという、明確な記載がございまして、今回のような場合ですと、全部耕作要件を満たしていると判断される状態となっております。事務局からの補足説明は以上となります。

(議長) ただいま、事務局と平野委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？

(小川委員) あの、この場所、平らな所だから作りやすいと思うのですが、作付けの意欲というのはあるのでしょうか？

(事務局) 申請書に作付け計画を提出していただいておりますが、レンギョウとヤマブキということで、植木の生産のために意欲を持って取得をするということで、お話は伺っております。

(本郷委員) あの、事務局にちょっとお聞きしたいのですが、この辺りを一部の方が区画整理みたいなことを、ちょっと小耳に挟んだのですが、その辺との関連性は何かあるのですか？

(事務局長) そういう噂はあるのですが、具体的に農業委員会事務局等にその話を持って来られた事はないです。

(本郷委員) まだ、今はない？

(事務局長) 今のところ実際の相談は一切ないです。

(本郷委員) そういったところで、疑いも持ってしまうようなニュアンスがあったので。

(事務局長) 調整区域で農振ではないのですが、これだけの一団の農地を人口も減っている中で転用と言っても、なかなか理由がないと思いますので、転用許可というのは難しいのかなとは、今のところ考えております。

(本郷委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか？

(平野委員) あの、数ヶ月前もこの近くの農地を買って、先ほど言われたようなレンギョウ等を植えると言っていて、現在も植わっていないような状態だと思うのですが、この1年間の間に何ヶ所かこの方は買われていて、大概9割以上の方は一生懸命農地を利用して、生業としてやっている、もしくは、できない人は貸したりとかしてちゃんとやっている中で、転売目的だけとか、そういう資産としてしか見てないような方も、中にはごくまれにいるということだと思うんですね。だから、我々普通一般の人が考えている農地を利用して何かしていこうという考えがなくて、ただ転売目的で、という人も当然ごく一部いるということで、これを法律上は認めざるを得ないんだろうけど、今後あきる野の農業情勢と言うか、農業を考えていくに於いて、

集積していこうと考えると、こういう一部の人が結局阻んでいってしまうようなことで、将来的なことを考えるとなかなかうまくいかなくなってくるんじゃないかと思います。これは個人の意見です。以上です。

(議長) 他にご意見ございますか？

(笹本委員) あの、例えば何年間は転売しないで耕作しないといけない、というような誓約は当然書くんですね？

(事務局) はい。3年間です。

(笹本委員) それを、例えば今回は過去の事例を鑑みて、5年とか、7年とかで書かせることはできないのですか？

(事務局長) その3年間というのは私達、あきる野市の農業委員会では転売させない目的で誓約書を書かせているのですが、法律上何の規程にも載っていませんので、3年間経過せず申請を出されても、断るのは法律上ちょっと難しいかも知れないです。

(笹本委員) その3年というのを少し伸ばして、もうちょっと効力のある形でもっていけたら、多少抑止力になるのかなと、ちょっと思いましたので。個人的な意見ですが。

(議長) その3年というのは、ほぼ、あきる野オリジナルですよね？

(事務局) オリジナルです。

(議長) 他の市はそういうのはないので、苦しいところなのですが……。よっぽどの何かないところで否決できないということなんですよ。いろいろご意見があると思いますが、この総会で不許可というのはちょっと難しそうなので、1つの方策としまして、〇〇さんに今度買う所、それからすでに自分で持っている所の、どのような耕作の構想と言いますか、やっていくんだという意見書と言うんですかね……

(事務局) 今後の営農計画のようなものを作ってください……

(議長) それを1回提出していただいて、総会で諮るか、事務局と私と職務代理で判断するか分からないのですが、そうやって少し歯止めじゃないですけど、歯止めにはならないのですが、ここで今、許可を出す前に、まずは営農計画書を出させて、農業委員会としても最低でも1年に1度は見せてもらいますよということで……農業委員会がどう頑張ってもそこぐらいが限界の対抗策なんですよ。そういう方法もあるのですが、いかがでしょうか？

(小川委員) あの、今、会長が言われるように、今までの所も営農計画書が出ていてもその通りにやっていない所があるということなので、そういう面からも今回はとりあえず止めて、本人としては早く通してもらいたいというのが気持ちだと思うから、この所には栗を植えるんだ、この所にはミカンを植えるんだ、そのぐらいでもいいと思うんですよ。さきほどヤマブキという話がありましたが、その出荷計画はどうなっているのかとか、植えっぱなしでいい所がまた山林になっちゃうから、手付かずにならないような方策を1ヶ月かけて、2ヶ月でも3ヶ月でも、いつになるか分からないけど、それで早期に結論を出すような方向でいかがですかね？継続にしておいて……そういう提案が事務局でできるのでしょうか？

(事務局長) その農地法第3条の全部利用要件という中で利用が確認できなかったのも、その計画を出してもらわないと通さないということで、保留と言うか、継続案件ということではできると思います。

(小川委員) 歯止めとしてはそのくらいじゃないですか。

(議長) その、営農計画書を出させるということを条件に、今回は継続案件と言いますか・・・

(事務局長) 継続にして次回にかけるか、会長が言われたとおり、それをこちらで確認して、それが妥当であればその段階で許可をするか、どちらかの形かなと思うのですが。

(小川委員) できたら、総会にかけた方がきっちりするのではないのでしょうか？事務局だけで決めるのではなくて、案件として全員が了承して許可してあげた方が、本人も気持ちいいのではないのでしょうか？

(事務局長) そうでしたら、次回・・・

(小川委員) 次回と決めないで、営農計画が出て、それを検討してみんなが了承すれば・・・だから次回になるかも知れないし、ちょっと先になるかも知れないし。

(事務局長) 農地法の法律上、申請を受け付けてから許可するか、許可しないかの回答を出さなければいけない日数が確か決められていたと思いますので、ちょっと確認いたします。

(議長) やっぱり、がんじがらめになっているんですよ。結局申請を出したらほぼ応える、というのが義務になっちゃっている・・・。日数が決まっていますので、確認してもらいます。ではこの案件は今、小川委員がおっしゃったような感じで、とりあえず、次回以降にまた話し合うということでもよろしいのでしょうか？どうですか？

(全委員) 異議なし。

(議長) では、この案件はそのようにいたします。続きまして、収受120, 121については、関連案件のため、一括で審議いたします。まずは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第1号議案・収受120 朗読)

引き続き、議案書2ページ目をご覧ください。

(第1号議案・収受121 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受120, 121について、担当の嶋崎委員、説明願います。

(嶋崎委員) はい。それでは説明いたします。先日20日に事務局2名と本郷委員と私の4名で確認をしましてまいりました。地図は6ページをお願いいたします。

(現地案内図 説明)

この地図の四角い部分は全部、100パーセント近く田んぼ、水田でございます。今回はその田んぼの所で4ヶ所ございます。田①と田②の間が〇〇〇〇さんの田んぼでございます。〇〇〇〇さんの両隣の田んぼが管理不十分となっております。スズメの被害も多いということで、本人も両隣を続きの田んぼなので借りて使いたい、というようなことだったのですが、△△△△さんからは購入して欲しいというような要望があつて、それで今回このような所有権移転の案件となったようでございます。田③と田④も関連の田んぼでございます。今回一緒に購入するということです。田んぼの方はご本人も毎年ちゃんと耕作しております。今も耕耘し始めて、きれいになっています。これで〇〇〇〇さんが使ってくだされば、草田んぼがなくなつてきれいになるので、ぜひよろしく願いいたします。以上でございます。

(議長) ただいま、事務局と嶋崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございます

か?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、収受120, 121について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受123, 124, 125については関連案件のため、一括で審議いたします。まずは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。

(第1号議案・収受123 朗読)

(第1号議案・収受124 朗読)

(第1号議案・収受125 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受123, 124, 125について、担当の栗原委員、説明願います。

(栗原委員) はい。1月20日に事務局1名と現地調査をまいりました。また別日に山崎委員にも調査をしていただいています。地図は7ページをお願いいたします。

(現地案内図 説明)

地図の下の方は八王子との境の山になりますので、山からちょっと傾斜になっていると思ってください。この3筆は一体として使われておりまして、元々果樹が、梅が植わっていたようですが、調査した時は植えてあったものは全て伐採されておりまして、下草の方もきれいに刈ってあるという状態になっておりましたが、昨年の9月の段階で事務局が記録として写真を撮っていたものがあつたので見せていただいたのですが、かなり草とか状態がひどくて、ほとんど手が入っていないような状況というのは写真で見取ることができました。譲渡人の方々の住所を見ていただけると分かるように、皆さん●●●市在住で、相続でこちらの土地をお持ちになられたようなのですが、ご本人達も管理することはできないということで、買ってもらえる方はいないか、という相談が農林課にあつたりしたようですが、この度〇〇さんが購入するという形で、今回の案件が上がって来たようです。購入者の〇〇さんにつきましては、ここ最近案件が何件も上がって来ているので皆さんご記憶の中にあると思うのですが、●●●●●という●●●屋さんの社長の息子さんです。社長と息子さん、合わせて、今、この面積をお持ちになっています。息子さんは大学も農業系の学部を卒業されていまして、農業をすごくやりたいということで、仕事をやりながら畑の作業をされているそうです。今回購入する土地につきましては、果樹を植えていきたいというお話のようです。現状、先ほども申し上げましたように、傾斜地ですし、日当りは良かったのですが北向きの状態ですので、うまく活用するには果樹しかないのかなというような感じの場所ではありました。以上になります。よろしく願います。

(議長) ただいま、事務局と栗原委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか?・・・よろしいでしょうか?

それでは、ないようですので、収受123, 124, 125について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。ここで先ほどの収受118の調べた結果を、事務局から説明していただきたいと思います。

(事務局) はい。先ほどの収受118の〇〇〇〇さんの案件ですが、申請があってから許可、不許可までの事務処理期間というのが国の方で定められておまして、その期間が概ね4週間ということになっております。なので、申請があったのが12月末なので、そこから考えると今週か遅くとも来週中ぐらいには、許可、不許可、または却下というのをございまして、その回答を申請者の方にはしないといけないとなっております。そこで先ほど意見が2つ出ているのですが、来月の総会で皆さんの承認を得て許可をするというのは、なかなか難しいと考えております。そこで今週、来週中ぐらいには計画書を提出していただいて、その後に会長、職務代理、その他担当の委員さんとで見えていただいて、許可相当ということであれば許可、それでもまだ不十分ということであれば不許可と回答させていただくのがよろしいかなと思うのですが、その辺りをご相談させていただければと思います。以上になります。

(議長) 申請から4週間以内、それは事務処理目安という？

(事務局) 事務処理要領というものです。

(議長) 法律ではない？

(事務局) 法律ではないです。転用は2ヶ月、3条については4週間という・・・

(事務局長) 基本的に申請を受け付けてしまうと・・・。要件を確認してそこで却下、受けないという形にしないと・・・

(議長) 今、そのような感じで、次回の総会には伸ばせないような状況だと思うのですが・・・。

(事務局長) あともう1つ、全部利用要件というのが確認しましたら、他人に貸したりというのが始めから分かっている時には、全部耕作要件ではないので、そこで却下はできるらしいのですが、何か植え付けなければいけないということではなくて、耕耘して作付けできるようになっている場合、自分で耕耘して自分で管理していると、そこも農地として見られると。あと、地域との調和と、年間150日以上やっていることと、下限面積。4つクリアしているのです。

(議長) 農業委員会としてもストップをかけることがなかなかできない。これから4月1日以降はもっと難しい案件が出てくる可能性があるのですが、今回の案件については、営農計画書を出してもらって最終的に判断するということになるのですが、いかがでしょうか？

(本郷委員) 4月からのことを考えれば、現在この状況なら十分なかな、という感じはしますね。ですから計画書を出していただいて、許可するという方法しかないのかなと、個人的にはそう考えます。

(議長) それで先ほど、申請を受けてから4週間ということなので、今の反省としましては、申請が出た時に事務局の方で、営農計画を当然もうちょっと細かく出してもらったものを受けるとい・・・申請を受けちゃったら、そこからカウントが始まってしまうので、受ける時に・・・

(事務局長) 確認をしないといけないですね。

(議長) そう。詳細なものを出してくださいと。将来的なやり方としていかがでしょうかね。今は来たら、だいたい書類が揃えば受け付けてしまうので。

(事務局長) あとは無断転用とか、転用してないのに雑種地課税とか、そういう無断転用があった

場合は全部チェックしているので、全部耕作要件とか、あとはちゃんとやっているかどうかの確認はしているのですが、なかなか今回のケースは・・・

(議長) 4月以降を見据えて、受ける時にちょっと確認、報告、相談するとかね。そうするぐらいしか対策はないんじゃないかと。今回の件は先ほど皆さまご意見いただきましたけれども、営農計画書が出ましたらよく見させていただいて、こちらと事務局で判断させていただくということで、よろしいですか？

(全委員) 異議なし。

(議長) では、すみませんが、そのようにさせていただきます。続きまして、第2号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書3ページ目をご覧ください。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和5年1月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第2号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の長濱委員、説明願います。

(長濱委員) はい。20日に事務局2名と現地調査に行つてまいりました。場所につきましては、8ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

現地は半分から3分の2ほどが耕耘されている状況で、耕耘されていない部分は花卉ですね。菊だと思うのですが、これが植わっておりまして、今はすでに枯れているのですが、これから片付けるのではないかと思います。そして、その隣にダイコンが作付けされて、こちらもだいふ葉っぱが枯れてきて、そろそろ終わりじゃないかなと。そういう状況で耕作されているのは確認できました。現地調査の結果は以上です。

(議長) ただいま、事務局と長濱委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか？・・・よろしいでしょうか？

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか？

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、報告事項に移ります。専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、お手元の令和5年あきる野市農業委員会1月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。なお、次回の総会ですが、2月24日、金曜日、午後1時30分より、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしく願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時20分